

奈良県、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社
との連携と協力に関する包括協定

奈良県（以下「甲」という。）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と県民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

「特定連携事業」（事業目的達成に向け甲、乙及び丙が動き出すため特に注力していく項目）

- （1）地域・暮らしの安全・安心に関すること
- （2）地域防災力の向上に関すること
- （3）豊かで活力ある奈良県づくりに関すること

「連携事業」（事業目的達成に向け甲、乙及び丙が連携して取り組む項目）

- （4）福祉・医療の充実、健康増進に関すること
- （5）子育て・教育支援、女性活躍の推進に関すること
- （6）産業振興・中小企業支援に関すること
- （7）スポーツの振興に関すること
- （8）まちづくりの推進・基盤整備に関すること
- （9）県政情報発信に関すること
- （10）その他、地方創生に資する取組に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙及び丙協議の上、保険業法に基づき乙及び丙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙及び丙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙または丙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、乙または丙の関係会社を実施させることができる。

5 甲、乙及び丙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙のうちいずれかから更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙、丙のうちいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲、乙、丙のうちいずれかは、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙、丙のうちいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月13日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事

山下 真

乙 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
常務執行役員

河上直人

丙 東京都千代田区神田駿河台3-9
三井住友海上火災保険株式会社
常務執行役員

東口新介